

旭川市遠隔手話サービス提供事業の概要

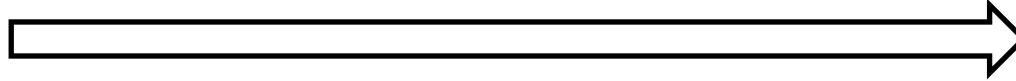
スマートフォン・タブレットが使える方

事前登録

聴覚障がい者



「旭川市遠隔手話サービス利用登録申請書」を提出
※ご自身のスマートフォン・タブレットを持参してもらい、利用登録や通信テストなどを行います

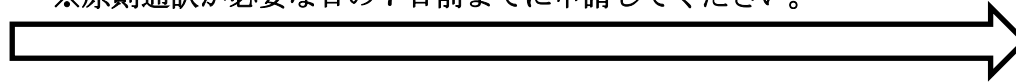


通訳依頼

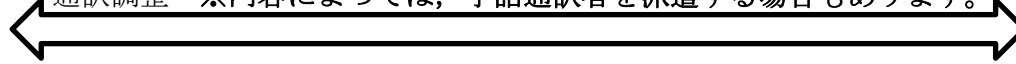
聴覚障がい者



通訳依頼 ※依頼は、来庁又は FAX にてお願いします。
※原則通訳が必要な日の7日前までに申請してください。



通訳調整 ※内容によっては、手話通訳者を派遣する場合があります。

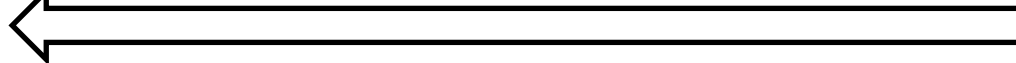


手話通訳

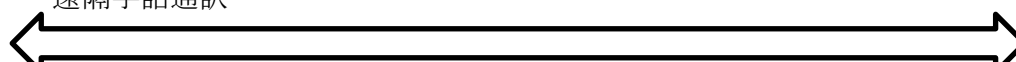
聴覚障がい者



障害福祉課から聴覚障がい者のスマートフォン・タブレットに発信
※聴覚障がい者からの着信はお受けできません



遠隔手話通訳



専任手話通訳者



スマートフォン・タブレットが使えない方

通訳依頼

聴覚障がい者



通訳依頼 ※依頼は、来庁又は FAX にてお願いします。
※原則通訳が必要な日の7日前までに申請してください。

通訳調整 ※内容によっては、手話通訳者を派遣する場合があります。



タブレットの貸付

聴覚障がい者 聴覚障がい者と意思疎通をとりたい人



タブレットの借受申請（聴覚障がい者以外の方も申請できます）
「タブレット等借受許可申請書」をこのとき提出
※原則通訳が必要な日の7日前までに申請してください。

タブレット・「タブレット等貸付許可書兼通知書」
※ゆうパックにて郵送します。
緊急時など、手話通訳が必要な場所へタブレットを直接お届けする場合があります。

「タブレット等貸付許可書」の提出

手話通訳

聴覚障がい者



障害福祉課から、貸し付けたタブレットに発信
※貸し付けたタブレットからの着信はお受けできません。

遠隔手話通訳

通訳終了後、タブレットをゆうパックで返却

専任手話通訳者

